

平成28年9月6日

## 平成28年台風10号により被災されたお客さまに対する ガス料金の特別措置について

このたびの台風10号等による大雨の被害で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

平成28年8月30日および31日の台風10号のため、北海道、岩手県の一部の地域に災害救助法が適用される等、多大な被害が発生しております。

このため、帯広ガス株式会社では、台風10号に被災された方より、ガス料金のお支払いについてのお申し出をいただいた場合、下記の特別措置を講ずることといたします。

なお、この特別措置につきましては、本日北海道経済産業局長に認可申請し、同日認可されたことによります。

### 記

#### (1) 適用対象

平成28年8月30日以降、災害救助法が適用される地域において被災された当社の供給区域のお客さま、および当社の供給区域外のお客さまであって、同災害に起因して当社の供給区域内の需要場所において需給契約を新たに締結したお客さまからお申し出があった場合が対象となります。

#### (2) 特別措置の内容

被災されたお客さまの平成28年9月、10月及び11月検針分のガス料金について、それぞれの早収料金適用期間経過後も早収料金を適用いたします。

また、被災されたお客さまの平成28年9月、10月及び11月検針分の各ガス料金の支払期限(※)を、それぞれ1ヵ月間延長いたします。

<お申込み・ご相談窓口>

帯広ガス株式会社 料金課

帯広市西9条南8丁目5番地

電話(0155)24-4200

(※) 支払期限：検針日の翌日から起算して50日目